

は20歳到達日(満20歳の誕生日の前日)である5月14日です。
この場合、弘さんの会社へ第3号被保険者 **資格取得届**を提出します。

美佐さんの場合、23歳ですのでご実家で既に国民年金の第1号被保険者として保険料を納めています。

美佐さんの場合は、結婚後夫の泰道さんの勤務先へ**種別変更届**を提出します。

将来、泰道さんが公務員から民間の会社に転職した場合、美佐さんは、泰道さんの転職後の勤務先へ**種別確認**の届出をする必要があります。

公務員の場合、年金の保険者は共済組合ですが、民間の場合は政府です。保険者が違う場合、混乱を避けるために確認をしておく必要があるためです。

最近、民間から公立校の教職員へというケースがありますが、このような場合も厚生年金(政府)から共済組合へと年金の保険者が変わりますので、被扶養配偶者がおいでの場合、種別確認の届出が必要ですね。

資格取得、種別変更、種別確認とも、届出用紙は同じで該当する項目が違うだけです。

★年金トピックス～年金基礎知識～その13～

上記でご説明した第3号被保険者に関する届出先は、第2号被保険者である配偶者の勤務先とご説明しましたが、実際は勤務先は経由に過ぎません。

本来の届出先は、社会保険庁長官です。

また、届出期間は14日以内と決まっていますが、第3号被保険者の場合、配偶者の勤務先に14日以内に届け出て受理されれば、社会保険庁長官へ届け出たとみなされることになっていますのでご心配なく。

また、被保険者の種別によって経由先が違いますので、ご注意を。

第1号被保険者の場合は、市町村の窓口。

第2号、第3号の場合は、勤務先経由。

そして、将来国民年金・厚生年金の受給権者となった場合(年金を貰う様になった場合等)の各種届出先は社会保険事務所ということになります。

第1号及び第3号被保険者の場合、60歳到達時に被保険者としての資格を喪失するわけですが、この時は資格喪失届を提出する必要はありません。

また、死亡の場合の資格喪失も、別途死亡届を世帯主等の届出義務者が届出をしますので、資格喪失届そのものは届け出る必要はありません。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、若い世代の第3号被保険者のお話でしたが  
次回は、60歳前の第3号被保険者のお話をさせていただきます。

それでは、5月20日に!

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
